○中部地方整備局告示第四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月二十三日

中部地方整備局長　富田　英治

一　施行者の名称　愛知県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十三年中部地方整備局告示第十八号岡崎都市計画道路事業三・二・三十一号衣浦岡崎線及び三・四・十四号安城幸田線

三　事業施行期間　自平成十三年三月十二日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第七十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十三日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
新宮市三輪崎字源ケ林二一〇二番一から和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字浜ノ宮字中須道ノ下九三番四まで	前 A	七・五〇～一三・八〇メートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	B	九・二三七キロメートル	
	C	一一・一五～二七・六〇〇	
	後 A	七・五〇～一三・八〇メートル	
	B	九・二三七キロメートル	
	C	一一・一五～二七・六〇〇	

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所

○中国地方整備局告示第五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年三月二十三日

中国地方整備局長　福田　功

一　施行者の名称　鳥取県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十六年中国地方整備局告示第十八号鳥取都市計画道路事業三・五・八号滝山桜谷線及び三・六・四号立川甑山線

三　事業施行期間　自平成十六年三月五日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成十六年中国地方整備局告示第十八号の事業地に鳥取県鳥取市岩倉字尺山を加え、鳥取県鳥取市卯垣五丁目、滝山、卯垣字ギットリ、岩倉字坂谷、字井後、字柏木、字犬島赤田及び字上桶掛地内において事業地を変更する。

使用の部分　平成十六年中国地方整備局告示第十八号の事業地のうち鳥取県鳥取市岩倉字坂谷を削り、鳥取県鳥取市卯垣字ギットリ及び岩倉字尺山地内において事業地を変更する。

○九州地方整備局告示第四十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十三日

九州地方整備局長　岡本　博

一(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
臼杵市野津町大字宮原字立中三六七六番一から同市野津町大字野津市字南町四一六番一まで	前	八・四〇～二一・四〇メートル
	後	一〇・〇〇～三五・〇〇キロメートル〇・六一五

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局佐伯河川国道事務所

二(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
宮崎市佐土原町下那珂字片瀬原三三四〇番二六から同市佐土原町下那珂字片瀬原二九六五番一〇〇まで	前	一〇・三〇～一三・三〇メートル
	後	一一・〇〇～三二・七〇〇キロメートル〇・二九四

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

三(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
日南市南郷町榎原字小黒木甲二〇三九番六から同市南郷町榎原字小黒木甲二〇九二番一まで	前	二〇・〇〇～四七・三〇メートル
	後	一七・三〇～五七・七〇〇キロメートル〇・三二一

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

○九州地方整備局告示第四十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年三月二十三日

九州地方整備局長　岡本　博

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十号	宮崎市佐土原町下那珂字片瀬原三三四〇番二六から同市佐土原町下那珂字片瀬原二九六五番一〇〇まで	九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所
二百一号	飯塚市鶴三緒字七七惣四一〇七一番一から同市下三緒字岡ノ浦二番七〇まで	九州地方整備局及び同局北九州国道事務所
二百二十六号	指宿市西方字城六七四一番四から同市西方字外椿ノ下六八四九番まで	九州地方整備局及び同局鹿児島国道事務所

供用開始の期日　平成二十二年三月二十三日